代理人の印鑑登録証明書について

土地所有者が申請または境界承認を代理人に委任する場合は、代理人の印鑑登録証明書も必要です。その印鑑証明については、下表のとおりといたします。

	名称	代理人	発行元	備考
可	印鑑証明書	個人	地方公共団体 国外であれば日本領事館、 在外公館など	地方自治法にて「各市町村が行う事務」 に該当し、各地方公共団体による条例に て印鑑登録証明制度が定められている。 印鑑登録証明事務処理要領(S49.2.1 自 治省行政局進行課長から各都道府県総 務部長あて通知)において準拠すべき事 項が定められている。
		会社法人等	法務局	商業登記法 12条、同法 20条
不可 ×	職印証明書	土地家屋調査士	土地家屋調査士会	
		弁護士	弁護士会	職印登録の根拠法令は各々あるが、職印 証明の発行元は各有資格者で結成した
		司法書士	司法書士会	民間の団体である。

よって、土地家屋調査士や弁護士などの専門職が申請または境界承認の代理人となる際には、あくまで個人の名前・住所を記載し、その印鑑証明を添付願います。

ただし、成年後見人等法定代理人について、登記事項証明書記載の専門職(弁護士等)の 住所と、専門職(弁護士等)個人の印鑑証明書の住所がつながらない場合、裁判所書記官に よる専門職(弁護士等)後見人等の印鑑証明書の添付をお願いいたします。